

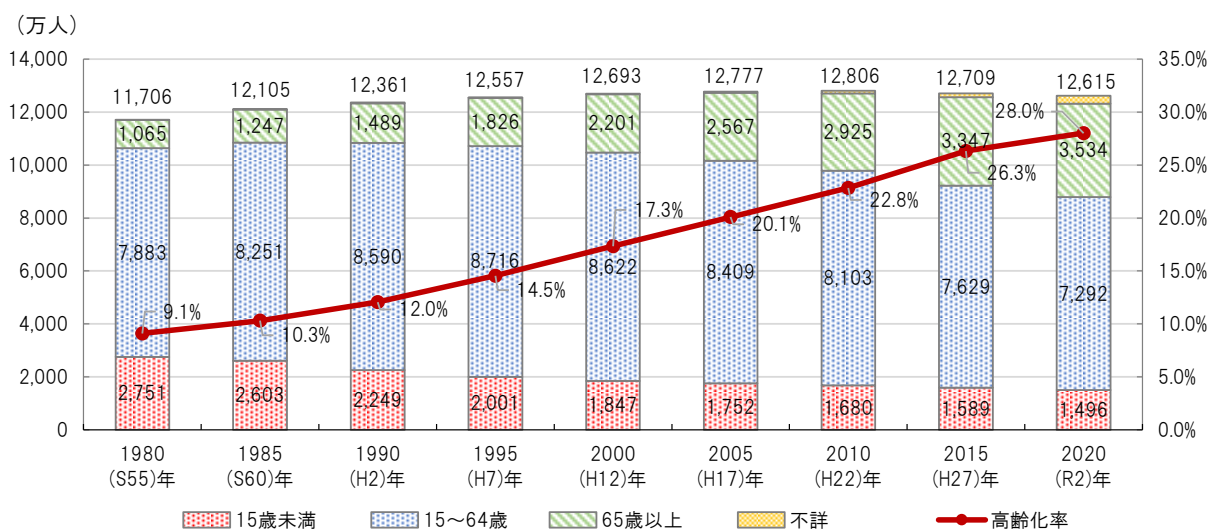
## 第2章 農林水産業を取り巻く環境

## 2-1 社会全体の潮流

### ① 人口減少・高齢化の進行

日本の総人口は、戦後から増加が続いていましたが、平成20年(2008年)をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)では1億2,615万人となっています。年齢構成別では、15～64歳人口(生産年齢人口)が平成7年(1995年)の8,716万人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)には7,292万人まで減少しています。一方、65歳以上人口は増加が続いており、令和2年(2020年)には3,534万人となり、65歳以上人口が総人口に占める割合(高齢化率)は、令和2年(2020年)では28.0%まで上昇しています。

[日本の人口推移]

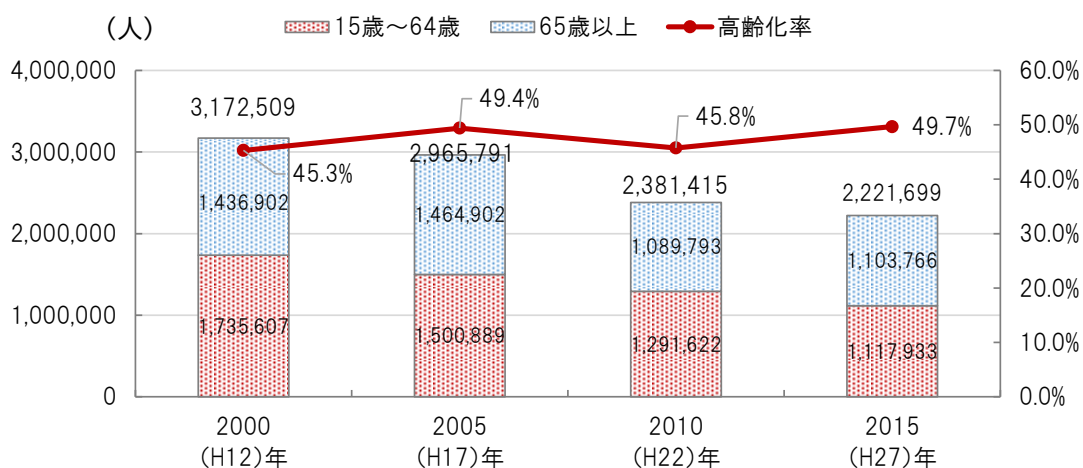


資料：国勢調査

### ② 第1次産業の就業者数の推移

日本の第1次産業の就業者数は、近年は大幅に減少しており、平成27年(2015年)には222万1,699人となっています。また、15～64歳人口(生産年齢人口)が減少しており、第1次産業の高齢化率は、平成27年(2015年)には49.7%となっており、就業者の高齢化が進行しています。

[第1次産業の就業者数の推移]



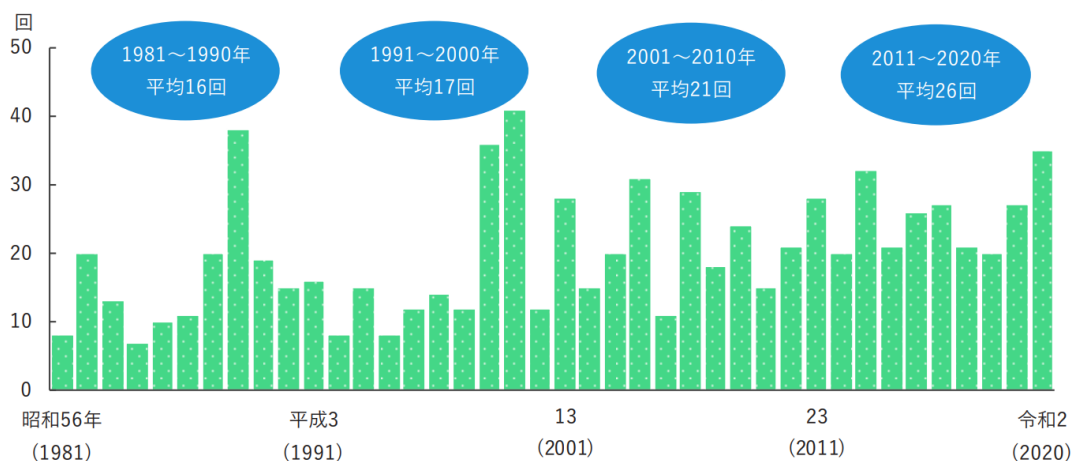
資料：国勢調査

### ③ 多発する自然災害への対応

我が国の国土は、地形が急しゅんかつ地質が脆弱であることに加え、前線や台風に伴う豪雨や地震、豪雪等の頻発により、毎年、全国各地で多くの自然災害が発生しています。令和2年7月豪雨では、線状降水帯が多数発生するなど記録的な大雨となり、九州地方を始めとして、広域にわたり被害をもたらし、農林漁業者にも甚大な被害が生じました。

農地・森林保全など国土強靱化、防災・減災の取組は、重要性が一層増しており、喫緊の課題となっています。そのための取組として、流域治水プロジェクトや施設の長寿命化及び耐震化、耐候性ハウスの導入支援などが進められています。

[1時間降水量80mm以上の年間発生量(全国)]



資料：気象庁資料を基に農林水産省作成

注：年間発生回数は、全国のアメダスによる観測値を1,300地点当たりへ換算した数値

### ④ 気候変動への適応

農林水産業は、一般に気候変動の影響を受けやすく、地球温暖化や海水温の上昇等により、農業では農産物の生育障害や品質低下の影響、林業では植生の変化や森林における動植物の生態・活動への影響、水産業では水産資源や養殖業への影響が懸念されています。また、令和2年(2020年)に、山口県内で大量発生したトビイロウンカは、猛暑が原因で増殖するなど、昨今、気候変動の影響が顕在化しています。

こうした状況下において、国や県では、地球温暖化の影響及び適応策の導入実態調査、気候変動へのリスクマネジメントを推進するための取組や高温障害等の影響を回避・軽減するための適応技術、高温耐性品種等の導入などが進められています。

[トビイロウンカによる被害(坪枯れの様子)]



資料：山口県病害虫防除所

### ⑤ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要開拓

6次産業化等の取組は、これまでも進められてきたところですが、近年では、特に6次製品の質の向上と販路拡大に向けた戦略的推進や競争力の強化が求められるようになってきています。例えば、バリューチェーンと呼ばれる原材料の段階から製品やサービス提供に至る各プロセスを経るごとに価値を付加していく取組や、競争力強化を目的とした新たな市場の創出が求められるようになってきています。

## ⑥ 脱炭素化の実践

農林水産省は、令和2年(2020年)3月に新たな「農林水産省環境政策の基本方針」を策定し、農林水産業・食品産業の成長が環境も経済も向上させる環境創造型産業への進化を理念として掲げました。基本方針の中では、カーボンニュートラルを実現するため、フードサプライチェーン全体を通じて温室効果ガスの排出削減と吸収を推進するとともに、その取組を可視化し、気候変動対策への投資や環境と調和した生産方法で作られた農林水産物・食品の消費等の持続可能な消費行動を促すこととしており、基本方針の理念は「みどりの食料システム戦略」の中間取りまとめにも反映されています。

[農山漁村における再生可能エネルギーのフル活用及び生産プロセスの脱炭素化のイメージ]



資料：農林水産省

## ⑦ 規格・認証・知的財産の活用

流通の広域化が進む中で、競争力維持や差別化、ブランド力の向上のためには、客観的な規格・認証制度や知的財産権の取得により、自らの商品価値を証明し、守っていく必要があります。

国では、以前から JAS(日本農林規格)や品種登録制度等が整備され、近年の状況に合わせて制度の改善が図られています。また、近年、普及が進められている GAP(農業生産工程管理)や HACCP(危害要因分析・重要管理点)、平成27年(2015年)に開始された地理的表示(GI)保護制度を含めた規格・認証制度や知的財産制度を適切に活用することにより、農林水産物・食品の信頼性や価値の維持・向上を図り、国際市場における競争力を強化していくことが必要です。

## ⑧ 生物多様性の保全と利用

生物多様性条約第13回締約国会議(COP13、平成28年(2016年))本会議では、「とりわけ農林水産業及び観光業における各種セクターへの生物多様性の保全及び持続可能な利用の組み込み」を主要テーマとして、生物多様性の主流化を含む議論がなされました。

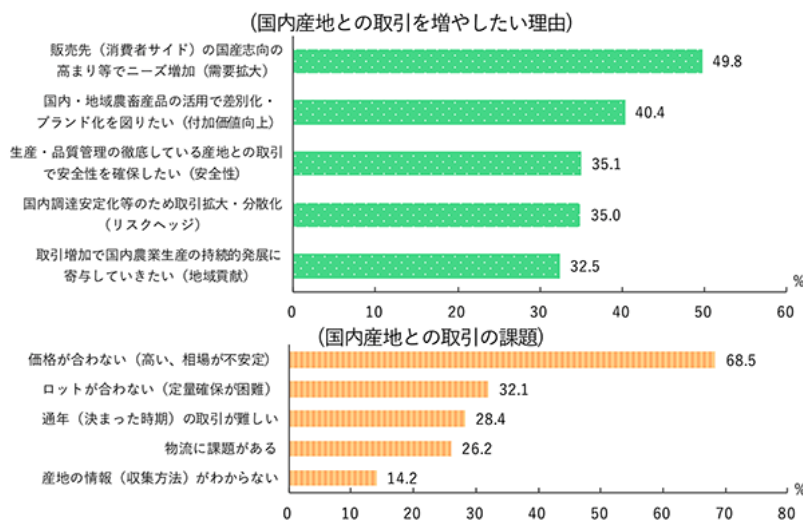
国内では、環境に配慮した農業の取組による生物多様性保全効果を評価する新たな手法が開発されたほか、遺伝子組換え農作物に関する取組や、有機農業や冬期湛水管理等の生物多様性保全に効果の高い営農活動等に対する支援が進められています。

## ⑨ 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな危機等への対応

令和2年(2020年)、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に伴う経済の悪化により、農産物の需要減少や農業の担い手不足等といった課題に直面しています。

株式会社日本政策金融公庫が令和2年(2020年)7月に実施した調査では、コロナ禍における国内産地との取引意向について、食品産業の3割が国内産地との取引を増やしたいと回答しています。その理由としては、「販売先(消費者サイド)の国産志向の高まり等でニーズ増加(需要拡大)」が5割と最も多くなっています。一方で、国内産地との取引の課題としては、「価格が合わない(高い、相場が不安定)」との回答が7割となっています。

[コロナ禍における国内産地との取引意向(複数回答)(全国)]



資料：株式会社日本政策金融公庫「食品産業動向調査」(令和2(2020)年9月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 全国の食品関係企業を対象としたアンケート調査。有効回答数は2,771、内訳は製造業1,773、卸売業685、小売業227、飲食業86

2) 国内産地との取引を増やしたい理由についての設問は、国内産地との取引を増やしたいと回答した者が対象

3) 回答率が高い上位5項目

## ⑩ SDGsへの対応

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットによって採択された、環境、社会、経済の3つの側面のバランスがとれた社会の実現に向けた17のゴールと、課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から成る世界共通の目標です。

農林水産業においても、これらの目標の達成に向けた積極的な取組が求められています。

[SDGsのロゴ]

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

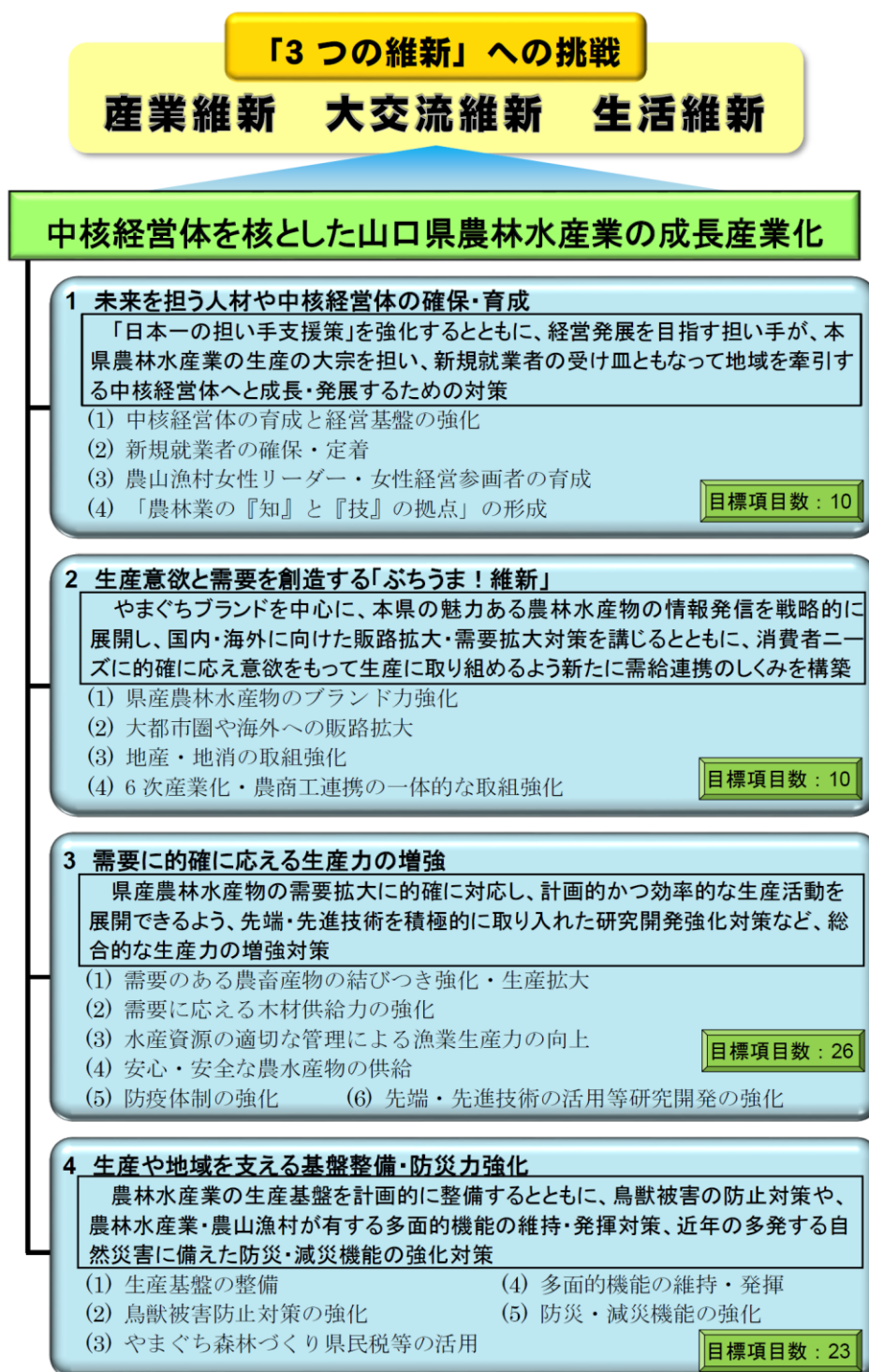


資料：国際連合広報センター

## ⑪ 山口県の取組

山口県では、「やまぐち維新プラン」の策定に合わせ、今後10年程度を見通した山口県農林水産業のあるべき姿を見据え、当面5年後の着地点までの着実な歩みを刻む「やまぐち農林水産業成長産業化行動計画」を策定し、農林水産業の成長産業化に向けて取り組む施策や目標を明らかにする新たな行動計画を策定しています。(計画期間 平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度))

[計画の概要]



## 2-2 農業に関する社会潮流

### ① 国の「食料・農業・農村基本計画」の見直し

令和2年(2020年)3月31日、新たな食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。新たな基本計画のポイントは、以下の5点です。

- (1) 農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進
- (2) 中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ
- (3) 農林水産物・食品の輸出を令和12年(2030年)までに5兆円とする目標を設定
- (4) 関係府省などと連携し、農村振興施策を総動員した「地域政策の総合化」
- (5) 食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意の形成

かつてない少子高齢化や人口減少の波が押し寄せる中でも、国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、食料の安定供給の役割や農業・農村における多面的機能が、将来にわたって発揮される食料・農業・農村の持続的な発展の道筋を示すこととされています。

### ② 国内マーケット環境の大きな変化

国内の食市場は、人口減少や高齢化により、量的に縮小すると見込まれています。また、消費者ニーズは多様化、個別化し、食の外部化が進展しているなど、マーケット環境は大きく変化しています。

さらに、インターネットによる通信販売での食料支出額も増えているほか、生産者が新たにオンラインを通じて消費者に直接販売する動きが見られています。

[直接販売サービスのイメージ]

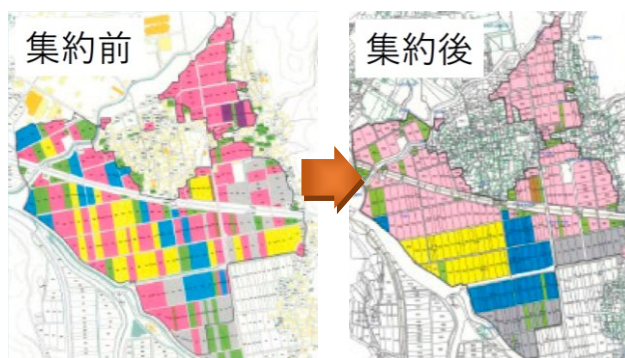


資料：ビビットガーデン  
(令和2年度(2020年度)食料・農業・農村白書)

### ③ 人・農地プランの実質化と農地中間管理機構の活用等による農地の集積・集約化

平成26年(2014年)から開始された農地中間管理事業は、地域内に分散・錯綜する農地を農地中間管理機構が一括して借り受け、条件整備等を行い、再配分して担い手への集約化を実現するもので、国は農地中間管理事業を推進し、人・農地プランに位置付けられた中心経営体への農地の集積・集約化を進め、令和5年度(2023年度)までに担い手(認定農業者等)への農地集積率を8割にすることを目標としています。

[農地中間管理事業による集約化(滋賀県米原市の例)]



資料：令和2年度食料・農業・農村白書

また、国は、平成24年(2012年)から取り組んでいる人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートや地図作成による現状把握を行った上で、徹底した話し合いを通じて中心経営体への農地の集約化を進め、将来方針を作成する「人・農地プランの実質化」に向けた取組を令和元年度(2019年度)から進めることとしました。さらに、令和2年(2020年)4月1日から農地利用集積円滑化団体を通じた農地集積の仕組みを農地中間管理事業に統合し、中心経営体である担い手への農地の集積・集約化の強化が図られています。

## ④ スマート農業の推進

ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用したスマート農業は、近年、産学官が連携した研究開発により、衛星測位を利用したロボットトラクタやロボット田植機の有人監視下での自動走行、ドローンによる農薬散布、ドローン・人工衛星等によるセンシングで得られたデータの活用等様々な技術の実用化が進んでいます。

このようなスマート農業技術を社会実装するため、国では令和元年度(2019年度)からスマート農業実証プロジェクトを実施し、その結果を踏まえ、令和2年(2020年)10月に、今後5年間で展開する施策の方向性を示した「スマート農業推進総合パッケージ」を策定しました(令和3年(2021年)2月改訂)。

### [スマート農業推進総合パッケージの概要]



資料：農林水産省作成

## ⑤ 有機農業の推進

有機食品の国内市場規模は拡大しており、平成21年(2009年)から平成29年(2017年)までの8年間で1.4倍になったと推計されています。これに対応し、我が国の有機農業の取組面積も平成22年度(2010年度)から平成30年度(2018年度)にかけて4割拡大し2.4万ha、全耕地面積に対する割合は0.5%となっています。

令和2年(2020年)4月に定められた「有機農業の推進に関する基本的な方針」では、今後の国内外の有機食品市場の拡大を見通し、我が国の有機農業の取組面積を令和12年(2030年)までに6.3万haとすることを目標としています。また、令和3年(2021年)3月に公表された「みどりの食料システム戦略」の中間取りまとめでは、令和32年(2050年)までに、有機食品市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積割合を25%(100万ha)に拡大することを目指すこととしています。

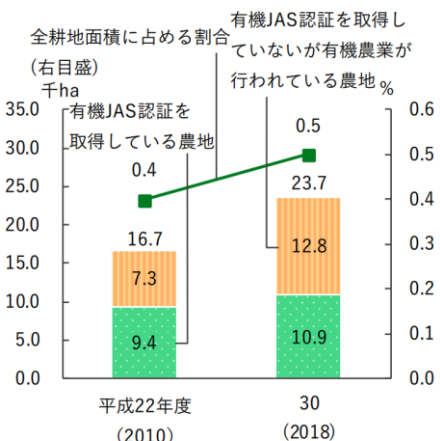
本市では、「宇部市有機農業推進計画」において、令和7年(2025年)までに有機農業への取組面積を10haに拡大することを目標としています。

## ⑥ 担い手の着実な経営継承の取組

農業者の高齢化、減少が進む中、農業を持続的に発展させていくためには、農地や機械・設備等の有形資産とともに、技術・ノウハウ・人脈等の無形資産を次世代の経営者に引き継いでいく「経営継承」が重要です。

このため、国は、都道府県に設置した農業経営相談所において、税理士や中小企業診断士等の専門家による相談対応を進めるとともに、経営を継承した後継者の経営発展を支援し、担い手の着実な経営継承を促進しています。このほか、農地の贈与税・相続税に関する納税猶予等の各種税制特例や、農業用ハウス、畜舎等の補修等を行い、担い手等に資産を引き継ぐための取組の支援等を実施しています。

### [国内の有機農業取組面積]



資料：農林水産省作成

注：1) 有機JAS認証取得面積は、翌年4月1日時点の認証面積  
2) 有機JASを取得していない農地面積の調査・推計方法は平成22(2010)年度と平成30(2018)年度で異なる。

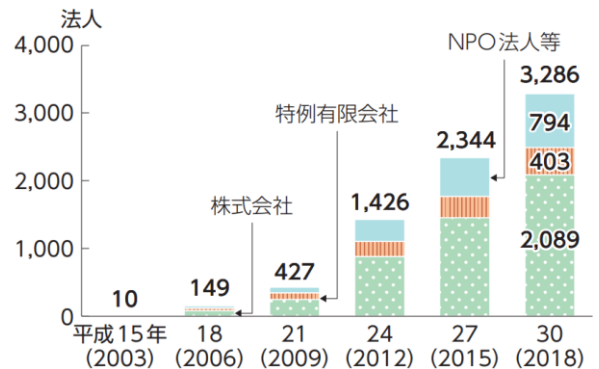


## ⑦ 企業による農業参入

農地のリース方式による参入が自由化されたことにより、農地を利用して農業経営を行う一般法人数は、平成 21 年(2009 年)以前と比較して、1 年当たりの平均参入数は 5 倍のペースで増加し、平成 30 年(2018 年)時点で 3,286 法人となっています。

参入した企業の業務形態別の割合を見ると、農業・畜産業が 27%、食品関連産業が 20%、建設業が 10%、特定非営利活動が 8%となっています。

[農地を利用して農業経営を行う一般法人数]

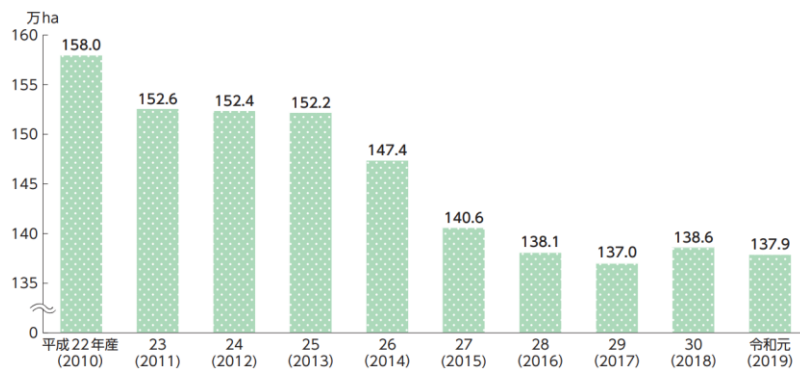


資料：令和元年度(2019 年度) 食料・農業・農村白書

## ⑧ 主食用米の需要の減少

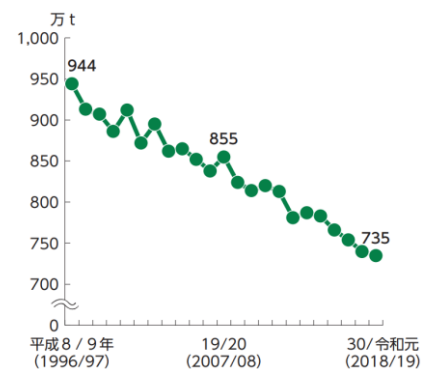
米の 1 人当たりの年間消費量は、昭和 37 年度(1962 年度)の 118.3kg をピークに、平成 30 年度(2018 年度)は前年度に比べて 0.3kg 減少の 53.8kg となるなど、減少傾向が続いています。また、令和元年度(2019 年度)の主食用米の作付面積は、都道府県ごとの増減があるものの、全国では前年産に比べて、7 千 ha 減少の 137 万 9 千 ha となっています。今後も人口減少の局面に至ったことなどにより、主食用米の需要減少が続くと想定されます。

[主食用米の作付面積の推移]



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」  
(令和元年度(2019 年度) 食料・農業・農村白書)

[主食用米の需要の推移]



資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指数」  
(令和元年度(2019 年度) 食料・農業・農村白書)

## 2-3 林業に関する社会潮流

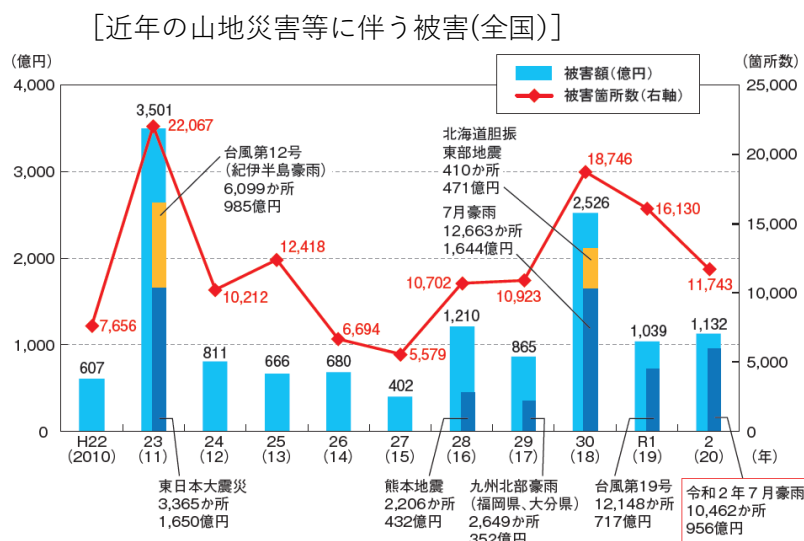
### ① 新たな「森林・林業基本計画」

令和3年(2021年)6月、国の新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定されました。新たな基本計画では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指しています。

新たな基本計画のポイントは、森林資源の適正な管理・利用、「新しい林業」に向けた取組の展開、木材産業の競争力の強化、都市等における「第2の森林」づくり、新たな山村価値の創造、以上の5点です。

### ② 森林資源の適正な管理及び利用

林業適地の育成単層林については、天然生林について適切な保全管理等を図っていくことが求められています。また、気候変動に伴う豪雨の増加等に対応するため、国土強靱化に向けた森林整備及び治山対策を加速していく必要があります。森林が多様な生物の生育・生息の場として機能し、持続的な林業生産活動を通じて、空間的にも時間的にも多様な森林が形成されるような施策の展開が期待されます。



注1：山地災害(林地荒廃、治山施設)及び林道施設等の被害額

注2：2020年の数値は、2021年3月1日時点の集計値

資料：林野庁治山課調べ(令和2年度(2020年度)森林・林業白書)

### ③ 森林整備の推進状況

国では、森林法に基づく森林計画制度により計画的かつ適切な森林整備を推進しています。また、地球温暖化対策として、森林吸収源対策により約3,800万t(トン)CO<sub>2</sub>以上の吸収量を確保することとしています。この森林吸収量の目標を達成するため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」等に基づき、間伐を促進するとともに、将来にわたる二酸化炭素吸収能力の向上、伐期の短縮等を図るため、成長に優れた種苗の母樹の増殖を支援しています。

一方、戦後造成された人工林の多くが利用期を迎える中、林業に適した場所であっても主伐後に再造林が行われていないことなどが、近年、課題となっています。

このため、国では、市町村が策定する計画に基づく間伐、再造林等の森林整備等を促進するための特別措置の期限延長等、森林吸収量の確保に努めるとともに、森林吸収量の最大化を図るための法改正等がなされています。

[森林整備の実施状況(令和元年度(2019年度))(全国)]

	作業種	民有林	国有林	計
更新	人工造林	2.3	1.1	3.3
	うち樹下植栽	0.2	0.3	0.6
保育等の森林施業		36	14	50
	うち間伐	27	10	37

注1：単位：万ha

注2：四捨五入しているため、計が合わない場合がある

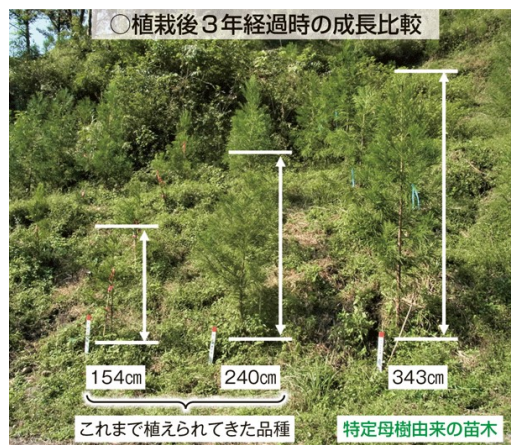
資料：林野庁整備課、業務課調べ

#### ④ 成長等に優れた苗木の供給に向けた取組

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センターでは、収量の増大と造林・保育の効率化に向けて、平成24年(2012年)から林木育種によるエリートツリー(第二世代精英樹)の選抜を行い、エリートツリーが実用化できるようになりました。

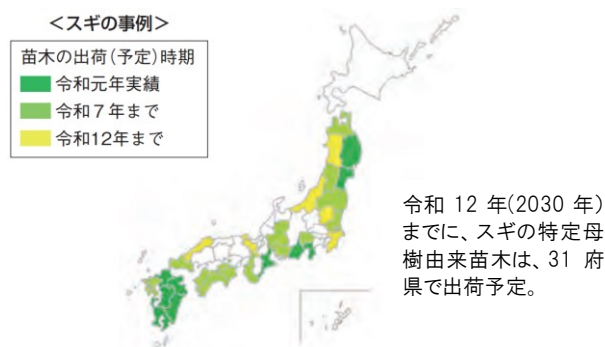
※特定母樹…成長に優れた種苗の母樹。エリートツリー(第二世代精英樹)等のうち、成長や雄花着生性等の基準を満たすものを「特定母樹」として指定。

特定母樹由来の苗木は、従来の苗木と比べ成長に優れるため、下刈り期間の短縮が期待されているほか、伐期の短縮による育林コスト回収期間の短縮や、二酸化炭素吸収量の向上も期待されています。このため、国では、特定母樹由来の苗木が今後の再造林に広く利用されるよう、都道府県や苗木生産者等による特定母樹の採種園や採穂園の整備を推進しています。また、原種苗木の増産技術の開発に取り組んでいます。



資料：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター

[特定母樹由来苗木の出荷(予定)]



資料：林野庁整備課調べ(令和2年(2020年)11月末現在)

#### ⑤ 都市等における「第2の森林」づくり

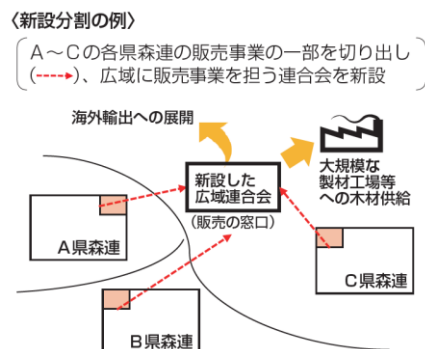
付加価値の高い木材製品の輸出や、木質バイオマスの発電及び熱利用、風力・地熱発電のための林地の適正な活用を通じて再生可能エネルギーの利用促進が期待されます。これらの取組を通じ、製造時のエネルギー消費が少なく、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できる木材の利用を促進するとともに、温室効果ガスの排出削減にも寄与し、循環型社会の実現を図ることが求められています。

#### ⑥ 森林組合法の改正

令和2年(2020年)5月、組合の経営基盤の強化及び経営の効率化を図るため、①組合間の多様な連携手法の導入、②正組合員資格の拡大、③事業の執行体制の強化の3点を柱とする「森林組合法の一部を改正する法律」を成立(令和3年(2021年)4月1日施行)しました。

組合がこれらの取組や施業の効率化を推進することで、地域の森林・林業の活性化に寄与することが期待されています。

[組合間の多様な連携手法の導入(イメージ)]



資料：令和2年度(2020年度)森林・林業白書

## ⑦ スマート林業の推進

労働負荷の低減や生産性の向上、作業員の安全確保に向け先端技術を活用したスマート林業が推進されています。例えば、30°の傾斜地でも地ごしらえ、下刈り等が可能な乗用の造林作業機が開発・製品化や苗木運搬でのドローンの活用、遠隔操作が可能な架線集材機が開発され、AIを活用した自動集材に向けての開発も進んでいます。

さらには、無線通信技術(LPWA)を活用し、森林内に通信網を構築することなどで林業従事者の安全に資する取組を実証しています。

[スマート林業の取組]



乗用型造林作業機による下刈り作業

LPWA子機(左)と中継器(右)

AI画像解析技術による自動集材機

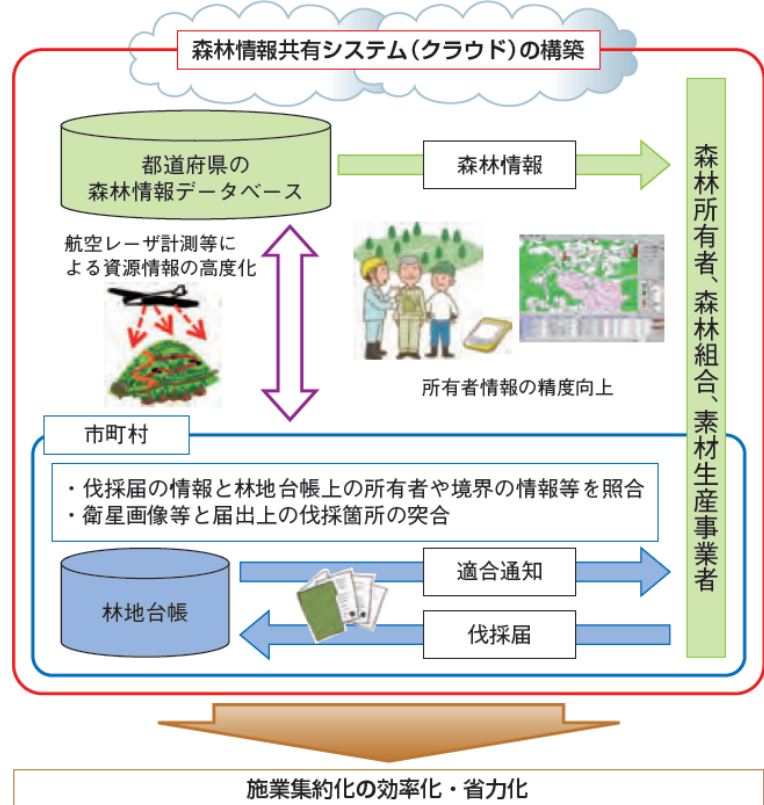
資料：令和2年度(2020年度)森林・林業白書

## ⑧ 施業の集約化

効率的な作業システムにより生産性向上を図るためには、複数の所有者の森林を取りまとめ、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」が必要になっています。そのため、提案型集約化施業を担う「森林施業プランナー」の育成、森林経営計画制度の運用等を通じて、施業の集約化を進めています。

また、所有者が不明な森林、境界が不明確な森林の存在が施業集約化の課題でもあるため、所有者や境界の情報等を一元的に管理する林地台帳を活用し、林業経営体に対して、施業集約化に必要な森林情報の提供を進めています。

[森林クラウドを活用した森林施業の集約化のイメージ]



資料：林野庁計画課作成

## ⑨ 森林環境譲与税の創設

令和元年(2019年)9月に創設された森林環境譲与税を活用し、各地で様々な取組がスタートしています。令和元年度(2019年度)は、市町村の5割が、手入れ不足人工林の森林整備等(意向調査約12.5万ha、間伐約3,600ha等)を実施しています。

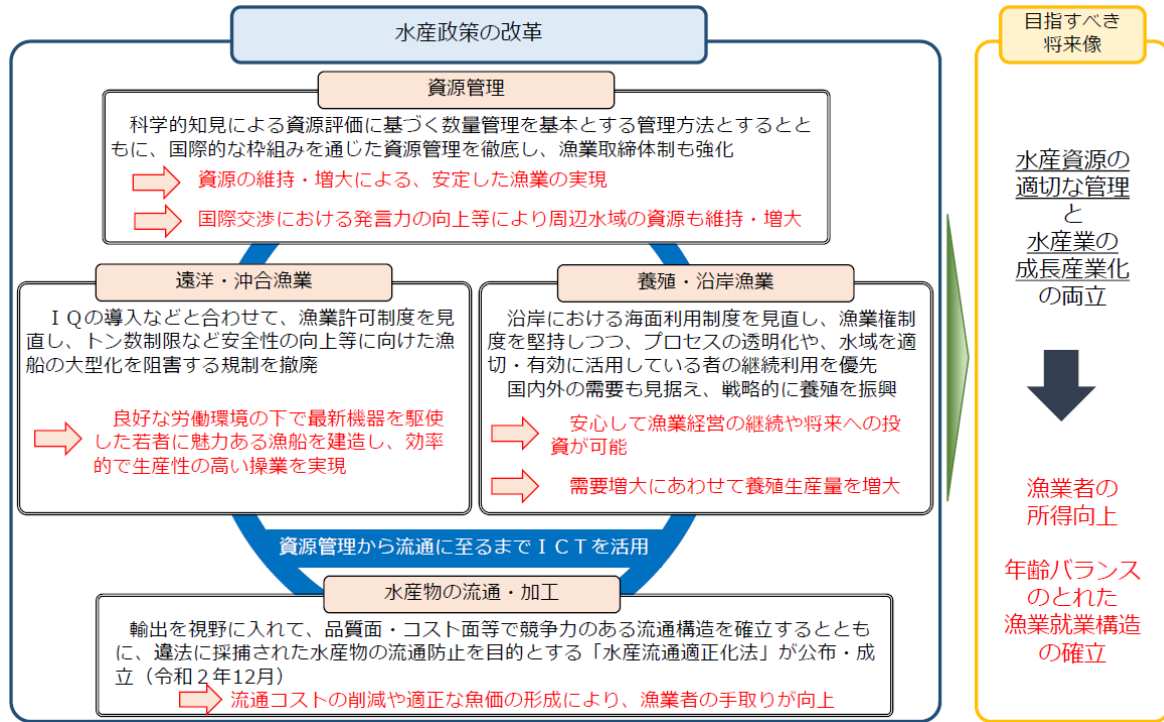
林業技術者や森林ボランティア人材の育成など、地域の実情に応じた取組が展開されています。また、都市部においては、木材利用や森林の所在する地方公共団体と連携した森林環境教育等を実施しています。

## 2-4 水産業に関する社会潮流

### ① 水産政策の改革

水産政策の改革では、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、取組が行われています。

その柱として漁業法等を改正し、平成 30 年(2018 年)12 月に「漁業法等の一部を改正する等の法律」が公布、令和 2 年(2020 年)12 月に施行されました。



#### I 漁業法の改正 (※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (TAC法) を漁業法に統合)

##### (1) 新たな資源管理システムの構築

###### 科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

###### 【資源管理の基本原則】

- ・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量 (TAC) による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。
- ・TAC管理は、個別の漁獲割当て (IQ) による管理が基本 (IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理)

###### 【漁獲可能量 (TAC) の決定】

- ・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

###### 【漁獲割当て (IQ) の設定】

- ・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

##### (2) 漁業許可制度の見直し

###### 競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
- ・許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。
- ・許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。

##### (3) 漁業権制度の見直し

###### 水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

###### 【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

###### 【漁業権を付与する者の決定】

- ・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許 (法定の優先順位は廃止)。

###### 【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。

###### 【沿岸漁場管理】

- ・漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。

##### (4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮

- 国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するように十分配慮。

##### (5) その他

- ・海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。
- ・密漁対策のための罰則を強化。

#### II 水産業協同組合法の改正

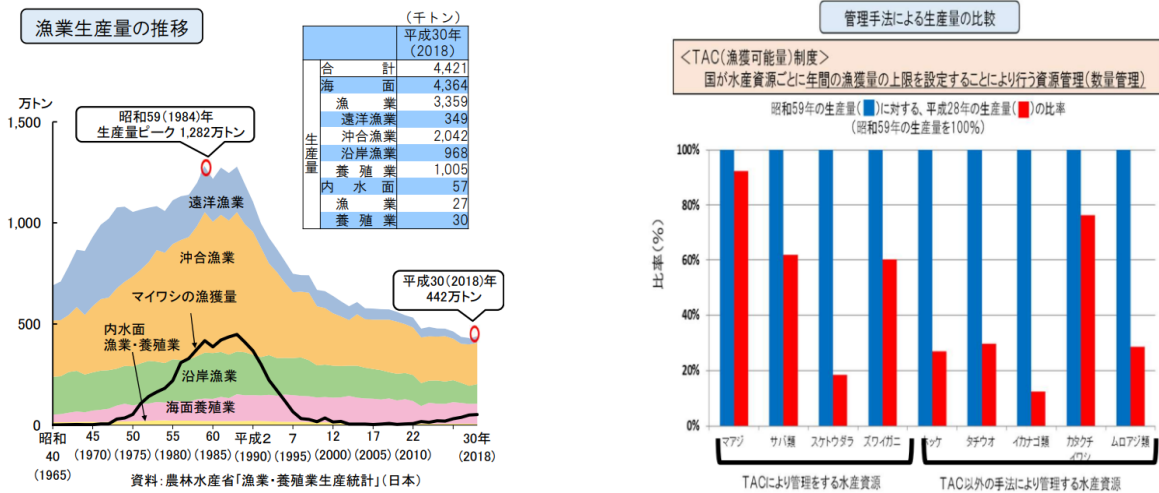
##### 水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

資料：水産庁「水産をめぐる事情について(水産政策審議会資料)」令和 3 年(2021 年)4 月

## ② 水産資源の現状

漁業生産量は、昭和59年(1984年)の1,282万tをピークに30年間にわたり減少傾向で、平成30年(2018年)には442万tまで減少しています。漁業生産額も横ばいが続いています。また、漁業生産量の減少は、あらゆる魚種において様々な要因のもとで発生していますが、適切な資源管理により維持することができると考えられます。TAC(漁獲可能量)制度での管理魚種においては、それ以外の魚種に比べて生産量の減少が小さくなっています。



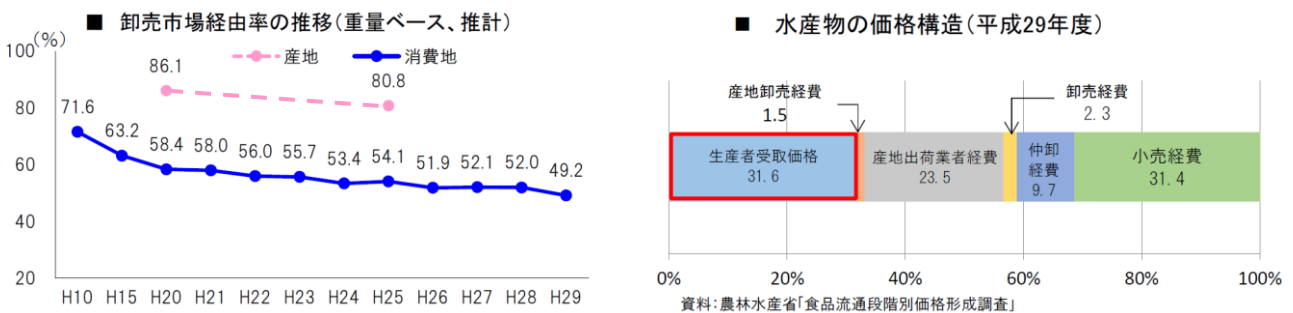
資料：水産庁「水産をめぐる事情について(水産政策審議会資料)」令和3年(2021年)4月

## ③ 水産流通適正化法の制定

「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(水産流通適正化法)(令和2年(2020年)12月公布)が成立し、国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、漁業者等による行政機関への届出、漁獲番号等の伝達、取引記録の作成・保存、輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付けられました。また、国際的にIUU漁業(※IUU: Illegal fishing(違法漁業)、Unreported fishing(無報告漁業)、Unregulated fishing(無規制漁業))のおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物)については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付も義務付けています。

## ④ 水産物流通の現状

漁港に隣接して生産と加工・流通の橋渡し役を担う産地市場の役割は引き続き重要ですが、近年は漁業者による直販や、漁業者と小売店・外食チェーン等との取引が増加しています。また、産地直販のECサイトの活用や、ICTを活用した水産物流通の取組も始まっています。



資料：水産庁「水産をめぐる事情について(水産政策審議会資料)」令和3年(2021年)4月

## ⑤ スマート水産業の推進

国では、ICT を活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し、適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や操業の効率化、漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる「スマート水産業」を推進しています。また、令和 9 年(2027 年)には、「水産資源の持続的な利用と水産業の成長産業化を両立した次世代の水産業の実現を目指す」とし、以下のような将来像を描いています。

[スマート水産業が目指す令和 9 年(2027 年)の将来像]



資料：水産庁「水産をめぐる事情について(水産政策審議会資料)」令和 3 年(2021 年)4 月

## ⑥ 漁港・漁村における防災対策の強化と減災対策の推進

近年、台風や豪雨が激甚化し、漁港関係施設の被害が増大しており、国では、沖波等設計条件の見直しを含めた漁港漁村の強靱化対策を推進しています。また、20 年後には漁港施設の 6 割以上が建設後 50 年を経過するなど、漁港施設の老朽化が進行しており、予防保全型の維持管理の実施が必要です。しかし、これらの漁港を管理する市町村のうち、漁港漁場の担当職員を 1 名しか配置できないところが半数近くあり、また 3 割は、漁港漁場の担当に技術系職員を配置できないなど、施設管理の効率化・省力化が課題となっています。



資料：水産庁「水産をめぐる事情について(水産政策審議会資料)」令和 3 年(2021 年)4 月